秋田市地域防災計画

概　要　版

平成３１年３月

秋田市防災会議

目　次

はじめに　・・・・・・・１
第２０次修正の概要　・・・・・・・１
１．総則　・・・・・・・２
　1.1 計画の目的　・・・・・・・２
　1.2 地域防災計画の構成　・・・・・・・２
　1.3 秋田市の災害活動体制　・・・・・・・３
　1.4 洪水による浸水想定について　・・・・・・・４
　1.5 地震被害想定について　・・・・・・・４
　1.6 津波被害想定について　・・・・・・・５
　1.7 大規模災害等の教訓について　・・・・・・・６
２．災害予防計画の概要　・・・・・・・８
　2.1 平素の活動　・・・・・・・８
　2.2 防災都市づくり等の推進　・・・・・・１４
３．災害応急対策計画の概要　・・・・・・１６
　3.1 災害応急活動の体制　・・・・・・１６
　3.2 避難行動　・・・・・・２０
　3.3 応急対策　・・・・・・２３
４．災害復旧・復興計画の概要　・・・・・・２４

はじめに

本市の地域防災計画は、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的に昭和３９年に策定して以来、様々な自然災害等を踏まえ、その都度、必要な修正を行ってまいりました。

今回の第２０次修正は、平成２８年度の秋田市の組織変更、平成２９年７月、８月および平成３０年５月の秋田市豪雨災害、平成２８年熊本地震、平成２９年７月九州北部豪雨、平成３０年７月西日本豪雨等の災害の教訓を基に行うもので、国の「災害対策基本法」等の災害関連法や「防災基本計画」に基づくとともに、「秋田県地域防災計画」との整合性を図っております。

また、秋田市災害対策基本条例を踏まえ、「自助」「共助」「公助」を基本理念として、総合的かつ計画的な防災対策をより一層強化しようとするものです。

この概要版には、地域防災計画の主な事項について、特に市民の皆さんと関わりの深い項目を取り上げて掲載しています。計画の内容について知っていただくとともに、取り組みへのご理解とご協力をお願いいたします。

第２０次修正の概要

秋田市地域防災計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行っており、今回は第 20 次修正となります。

第 20 次修正では、見直し基本方針として、主に次の項目を検討しています。

１	国・県の動向を踏まえた新たな防災対策	
	① 土砂災害への対策	④ 放置車両への対策
	② 洪水への対策	⑤ 災害時要配慮者対策
	③ 津波への対策	
２	市における平成 29 年７月、８月および平成 30 年５月の大雨を踏まえた対策	
	① ホットラインの活用	④ 国・県との連携強化
	② 防災気象情報等の活用	⑤ 通行止め情報などの提供
	③ タイムラインの活用	⑥ ため池対策
３	全国の大規模災害の教訓を踏まえた対策	
	① 受援計画の整備	③ 災害ボランティアセンターの受入体制の整備
	② 広域応援体制の構築	④ 安否不明者の個人情報の取扱い
４	その他	
	① 避難勧告等の区分と伝達文の明確化	
	② 災害時の心理特性の理解・普及	
	③ 津波シミュレーション等を活用した津波避難の理解促進	

1．総　則

1.1　計画の目的（第１章 第１節）

秋田市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき、秋田市防災会議が作成する計画で、市の防災行政の基本となる計画です。

秋田市の地域における大規模災害に対処するため、「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」等について、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）および、市民・企業等の自助・共助に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定めることにより、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的としています。

また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせて災害に備えるものとしています。

■計画の習熟

市および防災関係機関は、常に防災に関する調査・研究や教育、訓練を実施して計画の習熟に努めるとともに、市民の皆さまに対する計画内容の周知に努めます。

1.2　地域防災計画の構成（第１章 第１節）

秋田市地域防災計画は、自然災害および事故災害を対象とし、「第１章　総則」、「第２章　災害予防計画」、「第３章　災害応急対策計画」、「第４章　災害復旧・復興計画」、「第５章　事故災害対策計画」からなる「本編」ならびに「資料編」で構成しています。

1.3　秋田市の災害活動体制（第１章 第３節）

国、県を含む防災関係機関との総合的な防災体制は、図１のとおりであり、相互に連携を図ることとしています。

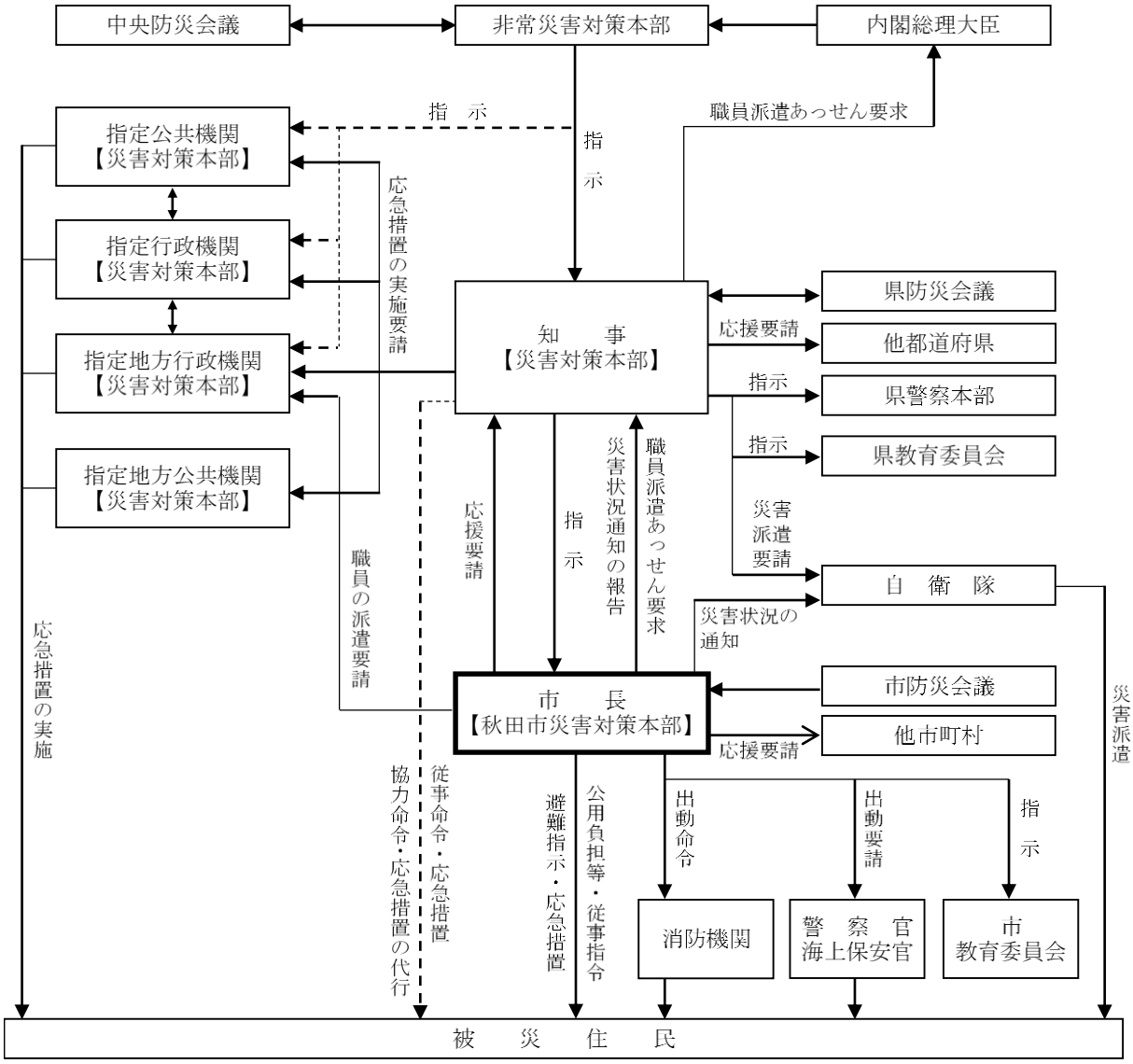

図１　秋田市の災害活動体制

1.4　洪水による浸水想定について（第１章 第５節）

秋田市では、７河川（雄物川、太平川、新城川、草生津川、旭川、猿田川、岩見川）の洪水ハザードマップを作成・公表しています。洪水ハザードマップは、大雨で河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域とその深さならびに避難施設などを示しています。

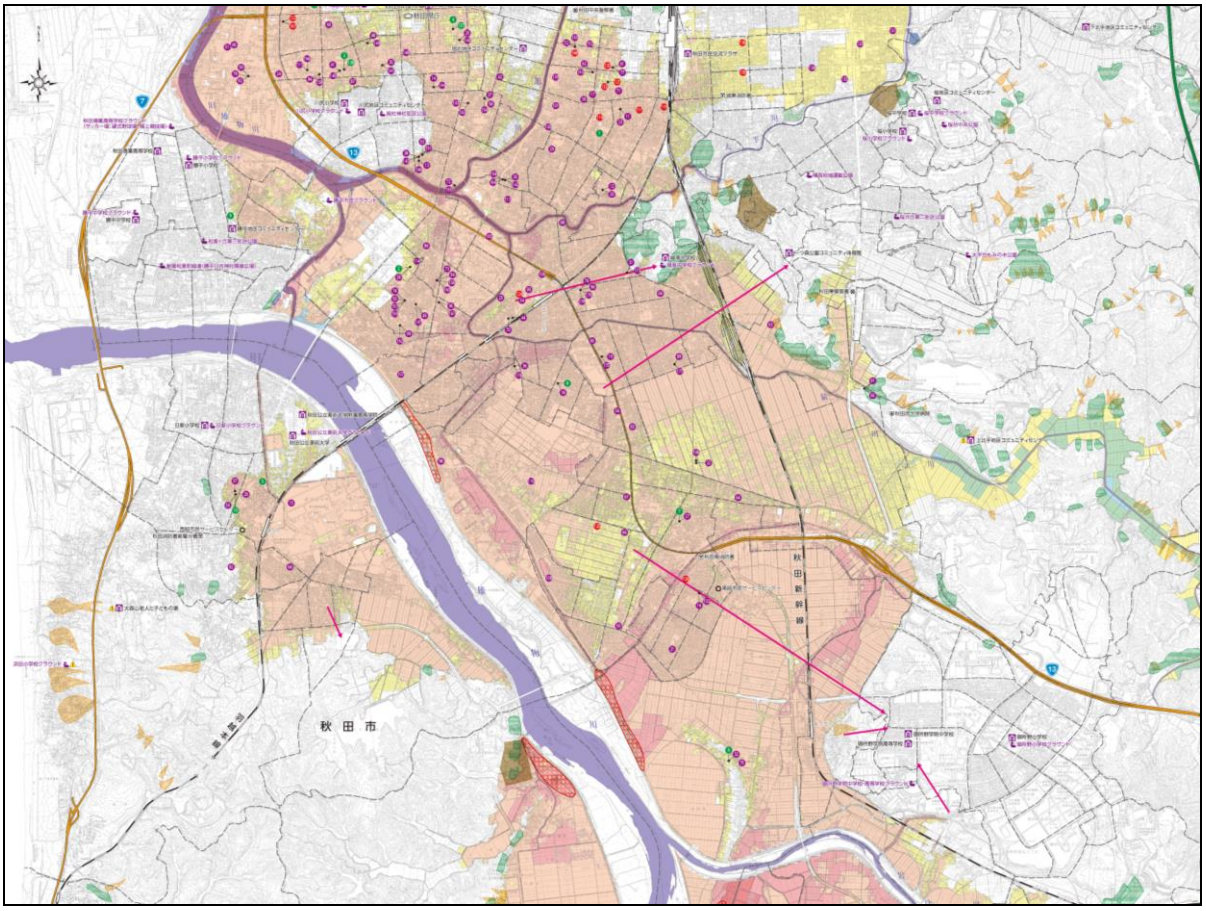

図２　洪水ハザードマップ

※　災害時に安全に避難を行うために、自分の住んでいる地域の状況をあらかじめ確認しておくことが重要です。
　洪水ハザードマップは、秋田市 HP で公開しています。
（https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/bosai/1002188/1009665/index.html）

1.5　地震被害想定について（第１章 第５節）

秋田県地震被害想定調査で検討された２７モデルの想定地震の中で、秋田市における震度が最大で、大きな影響を与える地震として次の３地震が想定されています。

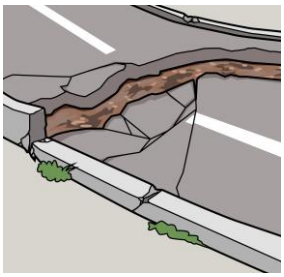

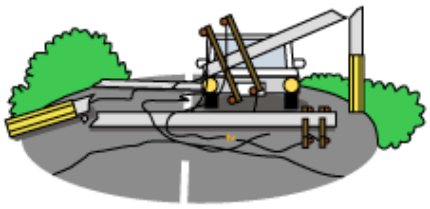

表１　秋田市における震度が最大となる地震

項目 ＼ 想定地震			No. 4 天長地震	No. 6 北由利断層	No. 15 天長地震 北由利断層連動
マグニチュード			7.2	7.3	7.8
最大震度（秋田市）			7	7	7
建物被害	全壊棟数（棟）	夏	15,513	14,473	24,034
		冬	16,679	15,535	25,874
	半壊棟数	夏	27,330	28,120	33,495
		冬	29,592	30,499	36,274
	炎上出火件数	夏の日中（10時）	19	18	34
		冬の深夜（２時）	17	16	30
		冬の夕方（18時）	45	46	81
	焼失棟数（棟）	夏の日中（10時）	38	36	165
		冬の深夜（２時）	34	32	60
		冬の夕方（18時）	2,936	3,240	3,847
地震動による人的被害	死者数（人）	夏の日中（10時）	365	333	635
		冬の深夜（２時）	893	812	1,502
		冬の夕方（18時）	697	662	1,157
	負傷者数（人）	夏の日中（10時）	3,351	3,282	4,907
		冬の深夜（２時）	5,813	5,759	8,120
		冬の夕方（18時）	4,432	4,398	6,330
	うち重症者数（人）	夏の日中（10時）	553	503	985
		冬の深夜（２時）	1,004	915	1,717
		冬の夕方（18時）	764	705	1,325
避難者数	夏の日中（10時）	１日後（人）	72,485	73,114	91,858
		４日後（人）	82,157	82,940	102,403
		１ヶ月後（人）	40,507	40,626	56,997
	冬の深夜（２時）	１日後（人）	90,010	91,249	112,742
		４日後（人）	98,212	99,538	121,169
		１ヶ月後（人）	62,896	63,845	84,881
	冬の夕方（18時）	１日後（人）	92,546	94,328	116,731
		４日後（人）	100,519	102,289	124,697
		１ヶ月後（人）	66,188	68,012	90,399

※　地震はいつ起こるかわかりません。平素からの備えが重要です。

1.6　津波被害想定について（第１章 第５節）

秋田県地震被害想定調査では、過去に発生した地震および国の「地震調査研究推進本部」の調査に基づき、今後発生すると予測される地震の３つの海域を設定しました。

また、東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、これらの３つの海域での連動地震を設定しました。

「海域Ａ＋Ｂ＋Ｃ」が連動した地震の津波は、秋田市に最も大きな被害を及ぼすと想定されます。

表２　秋田市における最大クラスの津波の概要

	地点名	最大津波高	影響開始時間	20cm 津波到達時間	最大波到達時間
秋田市	新屋町	13.5m	11 分	23 分	36 分

注１：地点は、日本海中部地震において主な被害のあった場所や背後地等の地理的要因を踏まえて、「秋田県地震被害想定調査」時に定めた代表地点です。

※　地震発生後、津波の到達までわずかな時間しかありません。津波が予想される場合は、まず避難行動をとることが非常に重要です。

津波ハザードマップは、秋田市 HP で公開しています。

(https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/bosai/1002188/1009664/1001665.html)

1.7　大規模災害等の教訓（第１章 第６節）

市は、過去の大規模災害によって明らかになった問題点と課題を表３のように整理し、課題の解消・軽減に向けた対策を含めた予防および応急対策を推進します。

表３　大規模災害より得られた課題（抜粋）

項　目	過去の災害時の問題点	課　　題
災害に強いまちづくり	【阪神・淡路大震災】 ●住宅の耐震力・耐火力、避難空間の不足、道路交通の寸断など、市街地特有の問題が発生 【新潟県中越沖地震】 ●避難所生活の長期化に伴う環境悪化 【新潟県中越地震】 【岩手・宮城内陸地震】 ●中山間地での土砂災害やそれによる孤立集落問題 【東日本大震災】 ●広範囲の津波被害 【27 年９月関東・東北豪雨】 【28 年８月台風 10 号】 【30 年７月西日本豪雨】 ●施設では防ぎきれない洪水の発生 【30 年５月豪雨】 ●田植期など水田の貯水能力低下時における豪雨による浸水被害拡大	１　防災力の高い都市構造の構築 ２　市街地域における地震対策の推進 ３　都市空間の耐火性の向上 ４　オープンスペースの整備 ５　安全な避難路・避難場所の確保 ６　地域防災拠点の耐震化および整備 ７　交通ネットワークの防災性能の強化 ８　災害に強いライフラインシステムの構築 ９　災害に強い情報システムの構築 10　「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」の実現 11　貯水機能低下時等複合要素に起因する浸水対策
地域防災力の強化	【阪神・淡路大震災】 【新潟県中越地震】 ●自宅内での人的被害、市民レベルの非常用食糧等の備蓄 【東日本大震災】【熊本地震】 ●行政機関の被災など行政対応の限界	１　平常時における防災訓練 ２　市民の防災意識の向上 ・自助・共助・公助の理念の反映・普及 ・家具等の転倒防止 ・ブロック塀等の倒壊防止 ・初期消火用具の準備 ・食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄 ・市民への応急処置の普及など ３　住宅の耐震診断、耐震補強 ４　市民、企業等多様な主体の連携による防災への取り組みの促進 ５　自主防災組織の育成と強化 ６　企業防災活動の強化 ・事業所内での防災活動 ・事業所と地域の連携 ７　学校、地域における防災教育の充実

項　目	過去の災害時の問題点	課　　題
情報収集・伝達および災害広報の強化	【共　通】 ●被災自治体での電話のふくそう・無線設備の機能障害等、情報収集が困難 ●市民の情報需要への速やかな対応と変化する被災者ニーズに対応した情報の不足 【東日本大震災】 ●津波による壊滅的な被害により情報の収集・伝達が困難となった自治体 【30 年７月西日本豪雨】 ●行方不明者の個人情報の取扱	１　災害時情報伝達システムの構築 ２　情報収集システムの確立 ３　収集情報の整理 ４　マスコミ機関との連携 ５　避難所等救助拠点への情報伝達システムの整備 ６　携帯メールを活用した災害情報配信サービスの充実 ７　広報紙の充実 ８　マルチメディア活用方策の推進 ９　各種情報のバックアップ 10　自治体機能低下、喪失への対応 11　安否情報獲得のための個人情報の取り扱い
避難対策	【共　通】 ●広範囲に被害がおよび想定を超える避難者が学校・集会所等に避難 ●的確な避難誘導不十分 ●避難所の運営・管理計画が未整備でトラブル多発 【東日本大震災】 ●避難の長期化により、避難所の環境などの問題が発生 ●公共交通機関が停止による、首都圏を中心に多くの帰宅困難者の発生 【29 年７月九州北部豪雨】 【30 年７月西日本豪雨】 ●避難勧告、避難指示の発令(基準)・伝達方法不明確 【27 年９月関東・東北豪雨】 【28 年８月台風 10 号】 ●逃げ遅れによる多数の死者	１　地震災害時の避難システムの構築 ２　避難場所、避難所、避難路の整備 ３　避難勧告・避難指示の発令等情報伝達システムの構築 ４　避難所運営システムの構築 ５　帰宅困難者の収容および帰宅支援対策 ６　避難生活の長期化に対応した環境整備 ７　高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮した避難所運営および運営への女性の参画 ８　要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の 100%実施
ボランティア活動	【阪神・淡路大震災以降】 ●多くのボランティアと活動要請とのマッチング不足 ●ボランティア活動の支援活動のあり方、専門的人材不足	１　ボランティア教育の推進 ２　ボランティアコーディネーターの養成 ３　ボランティア組織のネットワーク ４　災害時のボランティア活動支援システムの構築 ５　災害ボランティアの受入体制の整備

２．災害予防計画の概要

災害予防計画では、災害発生後の混乱期に市民の生命を守り、被害の拡大を最小限に留めるため必要な組織や体制、設備をあらかじめ整備しておく予防対策を定めています。

市民の皆さんには、「自らの生命は自らが守る（自助）」、「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」を防災の基本として、平時より災害に対する備えの重要性について考えていただき、行政組織はそれらの活動を積極的に支援・協力に努めます。また、防災都市づくりの推進や、ライフラインの強化などの減災対策や、災害に備えた施設・体制整備などについて定めています。

2.1　平素の活動

（１）防災体制の整備（第２章　第１節）

市民の取組み

○市や自主防災組織が行う防災訓練や防災活動へ積極的に参加しましょう。

市や関係機関の取組み

○市は、災害時の応急対策活動と、中断すると市民生活に重大な影響を及ぼす業務を両立するために、「秋田市業務継続計画」を逐次見直します。

○市は、地域コミュニティ、自主防災組織等の活動を支援するとともに、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練、防災講話等により、防災知識の普及および防災意識の高揚を図ります。

○市は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策や方針決定の過程および防災の現場における女性の参画を拡大していきます。

（２）通信・情報連絡体制の整備（第２章　第２節）

市民の取組み

○家族で、災害時の連絡方法を確認するほか、災害情報の取得方法（防災ネットあきた（※）、緊急速報メール、インターネットなど）を確認しましょう。

※【防災ネットあきた】

メールアドレスを登録すると、市内における避難勧告や避難指示（緊急）などの避難情報、災害情報などをいち早く携帯電話やパソコンなどにメール配信するシステムです。

ＱＲコード又は市ホームページ（広報ＩＤ番号 1009827）から登録ください。

市や関係機関の取組み

○市は、県総合防災情報システム、市防災行政無線（移動系）、衛星携帯電話、インターネット、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス、防災ネットあきたや緊急速報メールの配信など、あらゆる情報通信手段を活用し、被害情報等の収集および伝達を実施します。

（３）自主防災組織の充実（第２章　第３節）

市民の取組み

○「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ために、平時より災害に対する備えを心がけましょう。
○自主防災組織や町内会が行う、地域の相互協力体制の構築に協力しましょう。
○地域イベント等へ積極的に参加するなど、平常時から互いに声を掛け合い、連携・協力出来る地域作りを推進しましょう。

市や関係機関の取組み

○市は、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、性別、年齢等にかかわらず、より多くの市民が自主的に考えることができるよう参加型の学習会や防災訓練等を実施し、自主防災組織の結成促進に努めます。
○市は、自主防災組織と事業所との共同による地区防災計画の作成や、ボランティア団体等と連携した協力体制などについて積極的に支援します。
○市は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織およびその活動に女性の参画を促進するよう努めます。
○市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、自主防災組織などとの連携による津波避難体制を強化します。

（４）防災知識の普及等（第２章　第５節）

市民の取組み

○家族や自治会等で、災害時の避難場所や避難経路等について話し合いましょう。
○災害の教訓などが風化しないように語り継ぎましょう。
○「自分は大丈夫」、「まだ大丈夫」と思わずに積極的に避難しましょう。
○災害時に連絡を取りあう「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言板（web171）」を確認しましょう。

＜地震の心得10か条＞

■地震時
① まずわが身の安全を図れ
■地震直後
② 落ちついて火の始末（あわてず、冷静に）
③ 戸を開けて出口を確保
④ 火が出たらすぐ消火
⑤ あわてて外に飛び出さない
⑥ 狭い路地やブロック塀には近づかない
⑦ 山崩れ、崖崩れ、津波に注意

■地震後
⑧ 避難は徒歩で、荷物は最小限に
⑨ 協力しあって応急救護
⑩ 正しい情報を聞く。余震をおそれるな

市や関係機関の取組み

○市は、広報誌やパンフレット等の作成・配布を行うほか、講習会等により防災知識の普及を図ります。

○市は、津波・洪水のハザードマップや防災カルテを活用し、地域で想定される災害への正しい知識や避難行動等について理解・促進を図ります。

○市は、津波シミュレーション動画や津波避難行動シミュレーションシステムを活用し、津波に関する正しい知識や避難行動について、理解・促進を図ります。

（５）防災訓練（第２章　第６節）

市民の取組み

○災害による被害は地区によりその様相が異なることから、市が行う訓練や自主防災組織が行う訓練に積極的に参加し、地域の特性に応じた災害時のとるべき行動を体験し、災害に備えましょう。

市や関係機関の取組み

○市は、各種防災訓練（表４）を行い、市および防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、災害応急対策等の防災活動が迅速かつ的確に実施できるようにするとともに、住民の防災意識の高揚を図ります。

○防災関係機関は、各種訓練を独自に実施するとともに、必要に応じて、市と共同で、あるいは市の訓練に参加・協力を行います。

○市は、事業所や自主防災組織等がそれぞれに工夫した訓練が実施できるように支援します。

○医療施設、社会福祉施設、学校施設、工場、デパートおよびその他消防法で定められた事業所（施設）は、消防計画に基づき、避難・消火・通報の各訓練を行いします。

表４　秋田市防災訓練計画（抜粋）

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
総合防災訓練	秋田市	防災週間	適宜	関係機関、地域住民が一体となって予想される災害に即応できるよう総合的に訓練する。
津波避難訓練	秋田市	津波防災の日	沿岸部	沿岸部の市民や防災関係機関による津波避難訓練を行う。津波サイレン吹鳴検証等も併せて実施する。
水防訓練	秋田市	入梅前	雄物川 河川敷	必要に応じ国および県と合同で実施する。
土砂災害 避難訓練	秋田市	適宜	適宜	土砂災害の警戒区域等の市民の避難訓練を行う。
火災 避難訓練	各施設の 管理者	火災予防運動 県民防災週間 期間(春、秋)	各施設	被災のおそれのある地域から、または学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所等の建物からの避難訓練、必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
炊出し、給水訓練	秋田市	防災週間	適宜	関係機関の協力を得て炊出し、給水について訓練、必要に応じ消防、水防訓練等と並行して実施する。
医療救護・応急手当訓練	秋田市	適宜	適宜	医療機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は町内会等、事業所等による応急手当等を訓練、必要により他の訓練と並行して実施する。

（６）学校等教育施設の防災対策・防災訓練（第２章　第７節）

市や関係機関の取組み

〇市は、避難所として使用される学校施設において、地域の防災機能強化のために必要な施設の整備等に努めます。

〇市は、指定通学路に面したブロック塀の調査を行い、ブロック塀倒壊による事故防止を推進します。

〇学校は、建築基準法に基づき、校舎、体育館等について、必要に応じて点検や診断を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努めます。

〇学校は、防災知識の習得について教育課程に位置付けて実施します。

〇学校は、防災訓練等を行い、児童・生徒が災害時における防災活動・避難等について習得するよう努めます。

（７）公共施設等の防災対策（第２章　第８節）

市や関係機関の取組み

〇市は、市の施設や公共施設（福祉施設、病院等）の災害対応力の強化を推進します。また、これらの施設の管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備・改善に努め、施設の防護を図ります。

〇災害による行政情報の喪失を回避するため、バックアップデータを作成し、保管場所の分散化を図ります。

（８）安全な避難のための環境整備（第２章　第１６節）

市民の取組み

〇災害は、いつ、どこで発生するか分からず、また災害の種類によっても避難場所が異なることから、日頃から避難の心構え、避難時の持ち物、避難経路、避難場所について家族で確認し、取り決めをしておきましょう。

〇避難準備を適切にし、避難情報が発令されたら、すみやかに避難行動を行いましょう。

〇避難の際には、できるだけ集団での避難が望ましいことから、自主防災組織等が中心となって地域の集合場所を取り決めたり、要配慮者への対応など、安全な避難行動についてあらかじめ話し合いましょう。

〇災害時の避難所運営は自治組織や自主防災組織が主体となり、市との共同による運営を図りましょう。

市や関係機関の取組み

○市は、迅速で安全な避難のために、避難情報を適切に発令します。

表５　避難情報の区分と発令基準

区分	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	特に避難行動に時間を要する高齢者や障がい者、乳幼児等の要配慮者等が立ち退き避難を開始しなければならない時期に発令する。
避難勧告	通常の避難行動が可能な居住者等が立ち退き避難を開始しなければならない時期に発令する。
避難指示（緊急）	地域の状況により、緊急的にまたは重ねて避難を促す状況で発令する。

○市は、迫っている脅威が伝わりやすいよう、避難情報の伝達文を工夫します。
また洪水や土砂災害においては、警戒レベルをあわせて発令します。
詳しくは 21 ページの表７をご覧ください。

○市は、災害別の指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定し、その整備と周知を図ります。

表６　避難所の区分

区分	概要
指定緊急避難場所	災害発生後、危険が切迫した状況において、住民などが緊急に避難する際の避難先として災害ごとにあらかじめ指定している。 秋田市では、小・中学校グラウンド・公園などのほか、津波避難ビルを指定している。
指定避難所	避難生活を送るための施設として、市では、小・中学校体育館、各市民サービスセンター等を予め指定している。 指定緊急避難場所と相互に兼ねる場合は、災害により使用できない場合がある。
福祉避難所	市は、各福祉関係施設と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、高齢者や障がい者等、避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。また、状況により避難所の一部（学校においては、独立した教室等）を福祉避難室として利用する。

○市は、港湾地区の観光客や周辺の商業施設利用者など、地理の不案内者に配慮した津波避難誘導標識等を整備するほか、施設等の管理者による避難誘導（計画）を促進します。

○市は、避難所の開設・運営マニュアルを作成するとともに、避難所運営訓練を行い、避難所開設、運営体制を整えます。

○市は、避難所における男女別ニーズの違いに配慮した対応や、妊産婦、高齢者、障がい者等の特別な配慮を要する避難者への対策を実施します。

○市は、避難所生活の長期化に備え、飲料水や食糧、非常用電源の燃料を確保するほか、暑さ・寒さ対策、食事療法が必要な方への配慮などに努めます。

（９）帰宅困難者対策（第２章　第１７節）

市民の取組み

〇万が一に備えて、学校や保育園等と震災時の連絡方法を確認しておきましょう。

〇事業所は、従業員が帰宅困難者とならないように、万が一の時は事業所内に留まることができるよう食糧の備蓄など、防災対策に努めましょう。

※外出者の行動ルール※

1．むやみに移動を開始しない
2．まず安否確認をする
3．正確な情報により冷静に行動する
4．帰宅できるまで外出者同士が助け合う

市や関係機関の取組み

〇市は、大規模災害時、公共施設やホテル等の民間施設の協力により、通勤・通学者や観光客などの一時滞在施設の確保に努めます。

〇市は、公共交通機関の運行管理者や駅・空港等の施設管理者と連携し、各運行状況等の情報提供体制の構築に努めます。

（１０）要配慮者等の安全確保（第２章　第１９節）

市民の取組み

〇日頃から、地域で協力し隣近所の要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）の所在と状況の把握に努めましょう。

〇災害時の安全な避難誘導のために必要な人手や資機材の確保を日頃から検討しておきましょう。

〇浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施し、施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保を図りましょう。

市や関係機関の取組み

〇市は、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、要配慮者一人ひとりの状況に対応した支援が行えるよう、個別避難支援プランの作成を推進します。

〇市は、要配慮者が安心・安全な避難生活を送れるよう、災害対策基本法に基づき、「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、福祉避難所の指定を促進します。

〇市は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成や避難訓練を実施に必要な助言や支援を行います。

（11）救急救助体制の整備（第2章　第20節）

市民の取組み

○消防本部が行う普通救命講習（心肺蘇生法を中心とした救命講習）に参加して、自主救護能力の向上に努めましょう。

市や関係機関の取組み

○市は、各救急病院間の通信ネットワーク等を活用し救急医療機関相互の連携を強化するとともに、救急救命士の増員と教育体制の充実や、高規格救急車と高規格救命用資機材の整備を行い、救急業務の高度化を推進します。

○市は、県内広域消防相互応援協定および近隣の消防本部との相互応援協定に基づく応援部隊の要請・受入れを円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理および指揮が行えるよう体制を整備します。

2.2　防災都市づくり等の推進

（1）地震対策（第2章　第14節）

市民の取組み

○地震に備えて、家具の固定や耐震マットを使用するなど、家具類等の転倒防止対策に努め、室内の安全化を図りましょう。

○市の耐震化に関する情報提供を参考に、耐震診断・耐震補強など家屋の安全化に努めましょう。

＜家具類等の転倒防止対策＞

■　家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結し転倒を防止する。

■　ピアノや電気製品等はキャスタ、又は金具で移動を防止する。

■　食器類の収納に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。

市や関係機関の取組み

○市は、防災カルテ等により、市民が耐震化を進めやすい情報を提供します。

○市は、耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進を図ります。

（2）道路・橋梁の強化対策（第2章　第25節）

市や関係機関の取組み

○市は、地震や豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく危険箇所の継続的点検および施設の整備を計画的に実施します。

○市は、橋梁について、パトロール等により異状箇所の早期発見に努め、橋梁の保全を図るとともに、既設橋梁については、「秋田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・補強を推進します。

（３）農業災害対策（第２章　第２６節）

市や関係機関の取組み

〇市は、地震による農業被害を予防し、又は拡大を防止するために、既設の農業用施設等の補強、改修を計画的に推進します。

〇市は、農林水産省が公表している「ため池管理マニュアル」および「ため池群を活用した防災・減災対策の手引き」に基づき、ため池災害の未然防止を図ります。

（４）ライフライン施設の対策（第２章　第２７～３１節）

市や関係機関の取組み

〇市は、上下水道の老朽施設への補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限に努めます。

〇電気事業者は、平常時から耐震性の確保等、電力施設の強化を進め、地震、台風、洪水、雷害、塩害等による被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じます。

〇ガス施設事業者は、平常時から浸水対策、代替施設の確保および、系統のブロック化等を進め、施設の耐震性の確保など、風水害や地震による被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じます。

〇電話通信事業者は、災害発生時にも重要通信を確保できるよう、通信施設を耐水、耐風、耐雪、耐震等の構造にするとともに、架空ケーブルを地下化するなど通信網の信頼性の向上を促進します。

3．災害応急対策計画の概要

災害応急対策計画では、災害が今まさに起ころうとしている場合の避難行動や、災害の発生直後の人命救助活動、被害等の情報を可能な限り早期に収集し、収集した情報に基づく人命を最優先とした人や物の応急的な対策等について定めています。

市民の皆さんには、平時からの災害に対する備えや活動の成果を発揮するとともに、互いに助け合い被災後の生活を送って頂かなければなりません。市や関係機関はそれらの活動を積極的に支援・協力に努めるとともに、計画に基づき速やかな災害対応にあたります。

3.1　災害応急活動の体制

（１）災害対策本部の活動（第３章　第１節）

本概要版の 1.3 のとおり、国、県を含む防災関係機関との総合的な災害活動体制を構築し、相互に連携を図ります。

（２）相互協力体制（第３章　第２節）

市や関係機関の取組み

○市は、大規模災害時において、市のみでは災害応急対策や応急復旧を実施することが困難となった場合、相互応援協定に基づき県や他都市へ応援要請を行う体制を整えています。

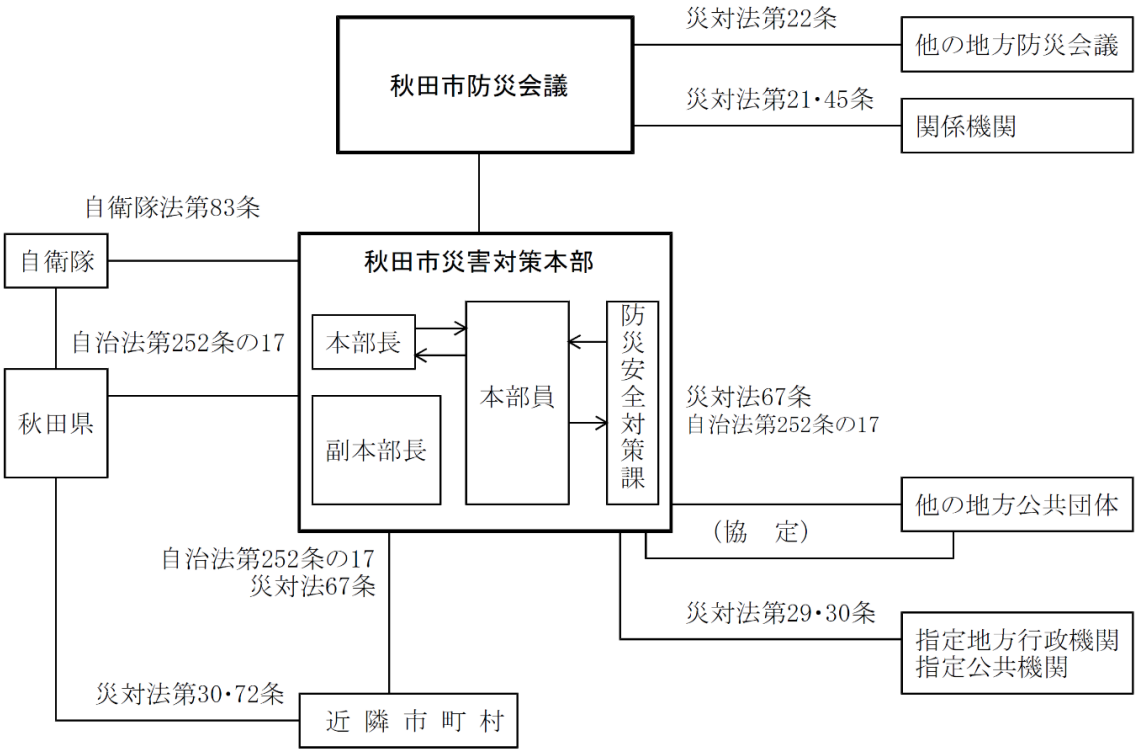

図３　災害発生時における広域応援の体系図

（３）気象情報等の収集（第３章　第５節）

市民の取組み

〇テレビ、ラジオ、インターネット、市のホームページ、防災ネットあきた、緊急速報メールなどを活用して、正確な情報の取得に努めましょう。

市や関係機関の取組み

〇市は、気象や河川等の状況・情報について、気象台や河川国道事務所からのホットラインやＴＶ会議等により専門的意見を収集し、避難情報等の発令に活用します。

〇気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」、「大雨警報（浸水害）の危険度分布」、「洪水警報の危険度分布」、「流域雨量指数の予測値」などの気象情報や、秋田県の「河川砂防情報システム」の河川水位の現況情報をタイムリーに入手し、いち早く気象状況や河川状況の変化をとらえ、住民の安全な避難に資する情報を提供します。

図４　気象庁 HP
（https://www.jma.go.jp/jma/index.html）

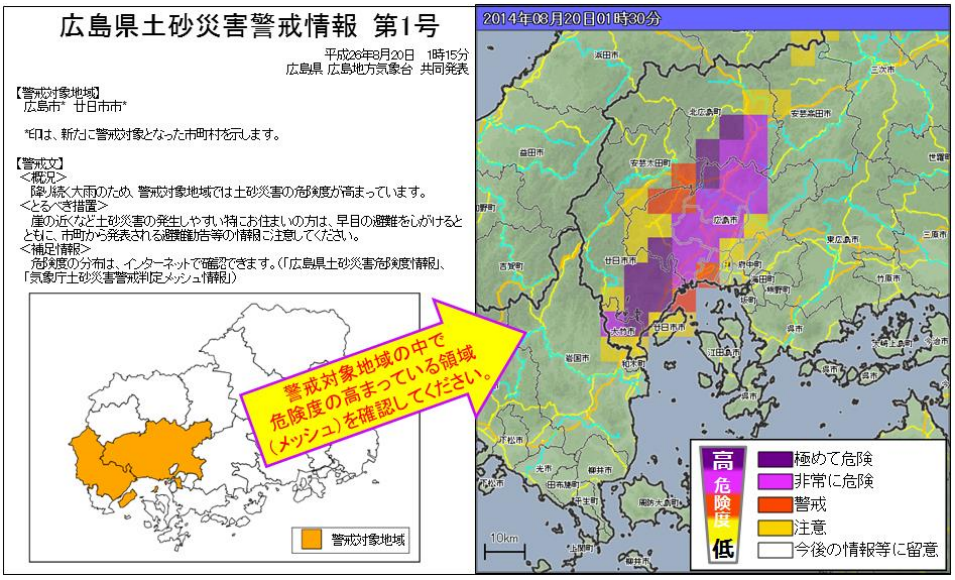

図５　土砂災害警戒判定メッシュ情報
（https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html）

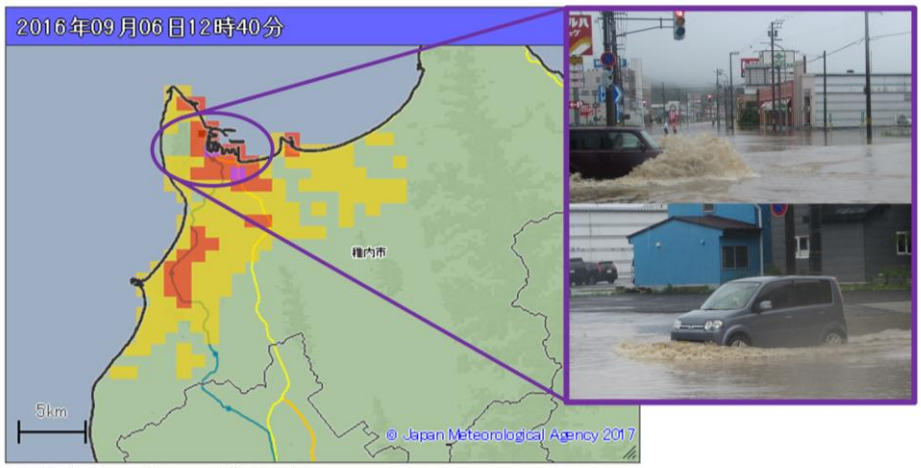

※ 平成28年9月6日の事例について事後に検証したもの

図６　大雨警報（浸水害）の危険度分布
（https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html）

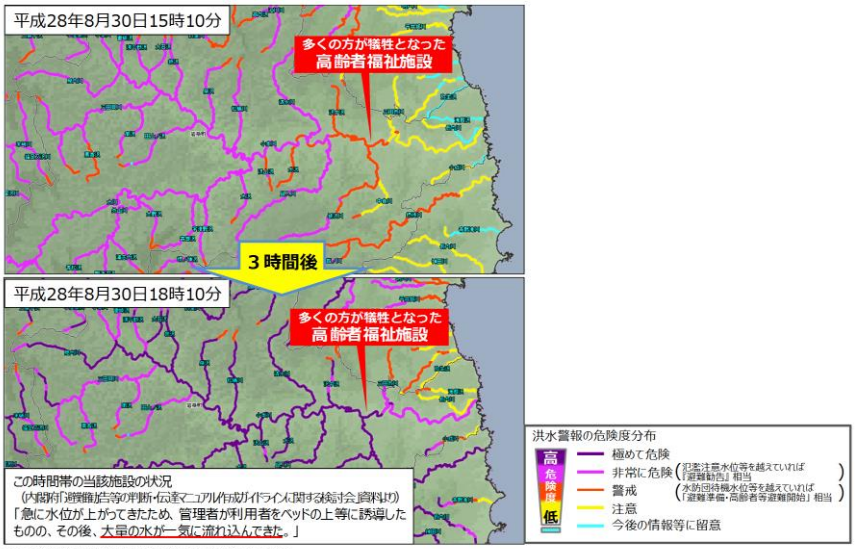

※ 平成28年台風第10号の事例を事後に検証したもの

図７　洪水警報の危険度分布
（https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html）

図８　秋田県河川砂防情報システム（TOP 画面抜粋）
（http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/）

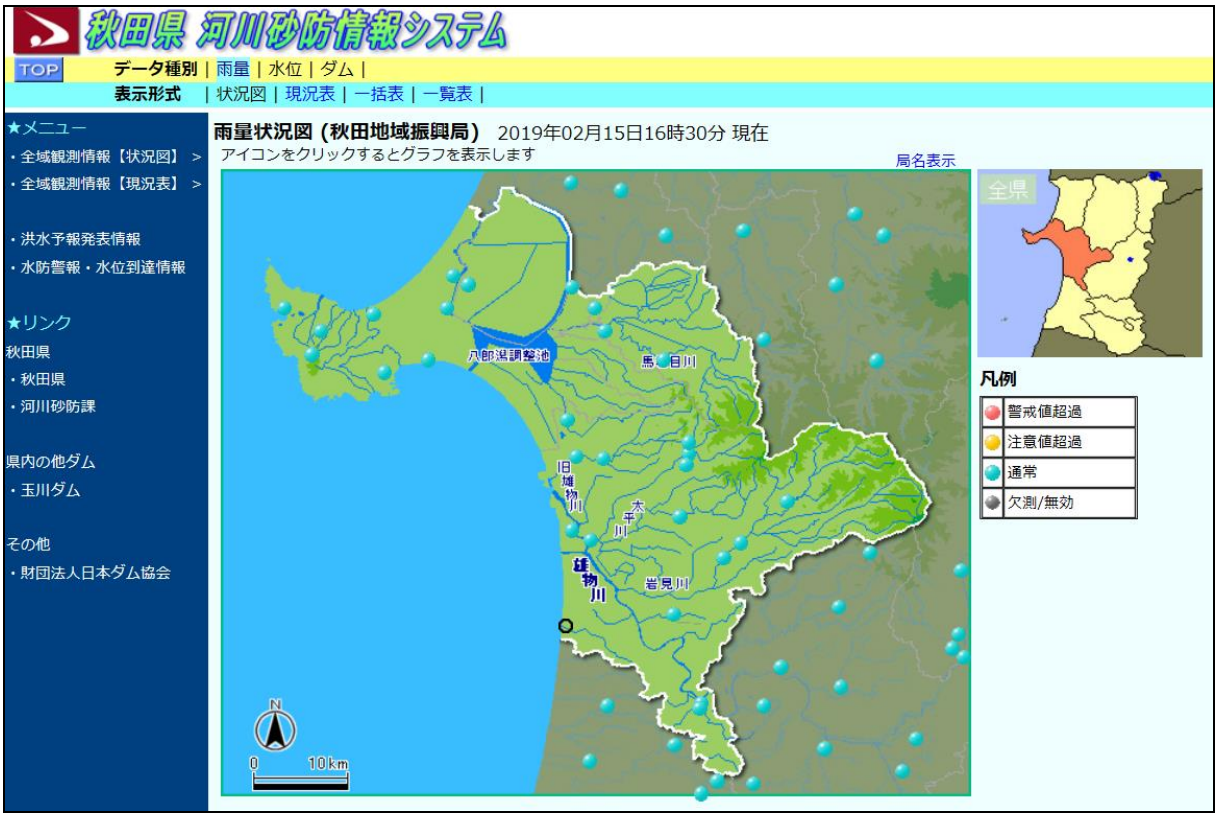

図９　秋田県河川砂防情報システム（秋田地域振興局管内）
（http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/main.html?fnm=openMap&no=1&no2=1）

3.2　避難行動

（１）市民等の避難（第３章　第１６節）

市民の取組み

〇気象情報や市からの避難情報に注意しましょう。

〇周囲の状況により、災害発生のおそれがあると予想した場合や身の危険を感じた場合は、避難情報等を待たずに自らの判断で早めに避難しましょう。

〇強い揺れまたは長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、速やかに津波の浸水地域外へ避難を開始しましょう

〇避難のため自宅を出る際には、電気のブレーカーを落とし、ガス栓を閉め、戸締まりをしてください。ヘルメット（なければ帽子）を着用のうえスニーカー（なければ底の厚めの靴）を履き、持ち出し品はリュックに詰め両手を空けて避難しましょう。

〇乳児を連れて避難する際には、ベビーカーに荷物を入れ、乳児を抱っこ、またはおんぶして避難します。

〇避難をする際、自動車による避難および家財の持ち出しは危険なので徒歩で移動します。

〇避難に緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、チリ紙等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものを携行しましょう。また、比較的時間に余裕のある場合は、携行品の例を参考に身の回り品なども携行しましょう。

避難時の携行品の例

■家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

■１人１日分（３食）位の食料と３リットルの飲料水、タオル、定期的な内服薬、お薬手帳、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

■服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類および必要に応じ防寒具

表７　避難情報により市民等に求められる避難行動

警戒レベル		避難情報	発令時の状況	市民等に求められる避難行動
1	気象庁が発表		早期注意情報	最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
2			大雨注意報・洪水注意報等	避難経路を確認するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
3	市が発令	避難準備・高齢者等避難開始	被害の発生が予想され、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階	**・避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は立退き避難する。** ・その他の人は立退き避難の準備をし、または自発的に避難する。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
4		避難勧告	通常の避難行動が可能な方が避難行動を開始しなければならない段階	**・避難所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。** ・指定緊急避難場所への立退き避難が**かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断**する場合には、「**近隣の安全な場所**」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「**屋内安全確保**」※2を行う。
		避難指示（緊急）	地域の状況により、緊急的または重ねて避難を促す状況	
5		災害発生状況	既に災害が発生している状況	**・命を守るための最善の行動をとる。**

※1　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋（屋上を含めた屋内の高いところや、山や崖からできるだけ離れた部屋）等への移動

注１　突発的な災害の場合、市からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

注２　津波では、警戒レベルは発令しません。地震の強い揺れまたは長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の発表する津波警報等や市の避難指示(緊急)の発令を待つことなく、自発的かつ速やかに避難しましょう。

市や関係機関の取組み

〇市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、被災者および危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令や誘導等を行います。

〇市は、防災ネットあきた、広報車、市ホームページ、緊急告知ラジオ、テレビ等により、速やかに避難情報等の発令を伝達します。

（２）避難所の開設・運営（第３章　第１７節）

市民の取組み

〇避難所生活の円滑化のため、避難所運営に積極的に参画するよう努めましょう。

市や関係機関の取組み

〇市は、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））発令後や災害発生時において、早期に避難所を開設し、避難者を受け入れます。

〇避難所運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分に配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりに努めます。

〇市は、避難生活の長期化への対応として、生活機器、入浴・洗濯場の確保等を行います。

〇市は、県、関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護および管理の観点から、飼い主の支援および被災動物の保護に努めます。

（３）避難所外への避難（第３章　第１９節）

市民の取組み

〇車中泊等により避難所以外にいる避難者は、市、消防、警察又は最寄りの避難所に現況を連絡するなど、自己申告を行ってください。

〇豪雪時の車利用は、排ガスが車内に充満する危険性もあるため、マフラー付近の除雪を行いましょう。

市や関係機関の取組み

〇市は、避難所以外への避難者も多数となると予想されることから、避難所以外に避難した市民の状況把握を行い、新たな避難先の提供、食料・物資の提供、健康対策等に努めます。

（４）飲料水・食糧の確保（第３章　第２７、２８節）

市民の取組み

〇災害発生後、行政等からの支援が受けられない場合を想定して、１人１日３Ｌの水および１人３食分の食料の備蓄に努めましょう。

市や関係機関の取組み

〇市は、市民の飲料水の確保・給水および応急給食の配給等を行います。

3.3　応急対策

（１）廃棄物処理（第３章　第３１節）

市や関係機関の取組み

〇市は、ごみの収集およびし尿の処理等の清掃業務等を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全に努めます。

〇市は、廃棄物処理施設の機能回復に努め、廃棄物の迅速な処理を行います。施設が使用できない場合は、県を通じて他市町村に受入の要請を行うとともに、臨時の集積場所を確保します。

（２）行方不明者および遺体の捜索・収容・埋火葬（第３章　第３２節）

市や関係機関の取組み

〇市は、安否不明者の氏名等の公表にあたっての判断マニュアルを整備し、捜索範囲を限定する等、人命救助活動を促進できると判断した場合に、速やかに対応できる体制を整備します。

〇市は、遺体安置所について、災害の規模などを勘案し、迅速に公共施設等を安置所に指定するとととともに、県、県警察本部と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備します。

４．災害復旧・復興計画の概要

災害復旧・復興計画では、被災後の生活再建に向けた取組みや災害復旧・復興計画の策定や、震災復興事業の実施について定めています。

市および国や防災関係機関は、市民の皆さんの生活がいち早く再建されるように、り災証明書の遅滞ない発行や、生活支援に関わる資金の貸付けや租税の減免等の対策を通じて、生活の安定と社会秩序の維持に努めます。

（１）市民生活安定のための緊急措置（第４章　第１節）

市や関係機関の取組み

○市および関係各機関は相互に協力し、職業のあっせん、租税の徴収猶予および減免、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等の対策を講じて、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図ります。

○市は、農林漁業者、中小企業者に対する支援措置や災害弔慰金、災害見舞金等の支給、義援金品の受入れ・配分措置について適切な対応を図ります。

（２）り災証明書の発行（第４章　第３節）

市や関係機関の取組み

○市は、「災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）」により、被災者からの申請に応じて遅滞なく、住家の被害そのほか当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付します。